

柳井市立柳井西中学校 部活動運営方針

1 ねらい

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により、体力や技術の向上を図るとともに、生涯にわたってスポーツや文化に親しもうとする態度や、その基礎を育む。
- (2) 生徒同士や生徒と教職員の好ましい人間関係の形成を図り、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合う等、社会性を育む。
- (3) 地域から愛され、持続可能な部活動をめざし、積極的に地域での活動に参加する等連携に努める。

※本方針を定める部活動は、野球部、バスケットボール部男女、卓球部男女、バレーボール部、剣道部、文化芸術部の8部とする。

2 運営について

- (1) 部活動への加入は任意とする
- (2) 顧問、担任、保護者等との連絡・相談を密にし、円滑な運営を心がける。
 - ① 部活動保護者会で活動方針や活動計画を示し、保護者の理解を得る。
 - ② 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、翌月が始まる2週間前までに保護者等に周知し、変更はできる限り速やかに行う。
 - ③ 問題が発生した場合は継続した指導・相談体制がとれるようにする。
- (3) 危険を予期し、回避することで、けがや事故防止に万全を期す。
 - ① 生徒の心身の健康管理を確実にを行い、安全・安心な活動を徹底する。
 - ② 原則として、教員・部活動指導員・外部指導者の監視下で活動を行う。
 - ③ 生徒自らが身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、安全に関する意識の高揚及び実践力の向上を図る。
 - ④ 事故や災害発生時は、緊急時対応マニュアルにより速やかな対応を行う。
- (4) 体罰・ハラスメント、いじめの根絶を徹底する。
- (5) 部活動全体の推進を図るため、校内に部活動担当を配置する。

3 活動について

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
 - ① 生徒とのコミュニケーションを十分に図る。
 - ② 科学的トレーニングの導入やそれぞれに目標設定を行うこと等により、短時間で効果が得られる指導を行うように努める。

(2) 練習時間及び、総下校時間 について

- ① 総下校時間は、2月～10月は17：30、11月～1月は17：00とする
- ② 朝練習は実施しない
- ③ 延長練習を行う際、中体連主催大会は1か月前から、全県規模の大会は2週間前からとし、4月～9月の期間は最大1時間、その他の期間は最大30分間とする
- ④ 延長練習は、必ず事前に保護者から参加承諾書を取り、生徒の負担にならないよう十分配慮する

(3) 登下校時の服装等について

- ① 平日の下校時の服装は、体操服、学校ジャージ、部活動で統一した服を認める。ただし、ハーフパンツでの下校は認めない
- ② 土・日・祝休日、長期休業中の登下校の服装は、制服、体操服、学校ジャージ、部活動で統一した服とする
- ③ 自転車は、各部顧問の先生に指示された自転車置き場に置く

4 休養日及び活動時間について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設け、平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日も少なくとも1日以上を休養日とする
- (2) 連続6日以上続けて活動しない
- (3) 活動時間については、平日は活動終了時刻までの2時間程度とし、学校の休業日は、活動終了時刻までの3時間程度とするが、天候や状況に合わせて適宜休憩をとる

部活動の約束

- 1 終学活終了後、すぐに各部の活動場所へ行き活動する。
- 2 部活動を欠席する場合や遅れる場合は、必ず事前に顧問の先生に届ける。
- 3 着替えは、各部ごと指定された場所で行う。
- 4 活動終了後は、後片付けをきちんとし、下校時間を守り下校する。(寄り道はしない)
- 5 登下校時は、交通ルール・マナーを守り、安全には十分注意する。

《参考》

「運動部活動の在り方に関する方針」(山口県教育委員会)

「文化部活動の在り方に関する方針」(山口県教育委員会)

「部活動指導の手引き(改訂版)」(山口県教育委員会)